

# 大阪狭山市立スポーツ施設における無人航空機（ドローン）使用ガイドライン

## （趣旨）

第1条 本ガイドラインは大阪狭山市立スポーツ施設内において無人航空機（以下「ドローン」という。）を使用するにあたり、施設の保全及び施設使用者の安全を確保するため必要な事項を定めるものとする。

## （飛行を許可する施設）

第2条 ドローンの飛行を許可する施設は次のとおりとする。

施設	特記事項
大阪狭山市立総合体育館（以下「総合体育館」という。）メインアリーナ	・全面使用に限る。 ・ネットは使用してはならない。

## （利用を許可するドローン）

第3条 利用を許可することができるドローンは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に定める無人航空機又は100g未満の模型航空機（ラジコン等）であって、次に掲げる性能及び機能を満たすものとする。

- (1) 機体及び各機器（プロペラ、カメラ、バッテリー等）に損傷及び故障がないこと。
- (2) 機体及び機器を改造していないこと。
- (3) その他安全に飛行ができる状態であること。

## （操縦者の技能等）

第4条 ドローンを操縦する者（以下「操縦者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 操縦者は、国土交通省航空局が定める「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載されている講習団体等から技能証明を受けた者（以下「有資格者」という。）でなければならない。
- (2) 操縦者が有資格者でない場合は、必ず有資格者の監視者（以下「監視者」という。）が安全に飛行できるよう監視し、助言等を行わなければならない。
- (3) ドローンの飛行中は、1名以上の監視者を置き、飛行範囲を監視して安全管理

に努めなければならない。

- (4) 操縦者は、飛行前にドローンの損傷又は故障の箇所の有無、バッテリーの充電状況、搭載物の落下のおそれの有無等を確認し、安全に飛行できる状態であることを確かめなければならない。

(施設内の飛行条件等)

第5条 ドローンを飛行させるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飛行を開始する前に全ての窓及び扉を閉めなければならない。
- (2) 飛行する範囲は、壁面、天井、照明器具、空調機器、ネット等から十分な距離を確保するとともに、操縦者及び監視者は、ドローンが他の利用者、備品、設備、構造物等（以下「設備等」という。）に接触しないよう十分に注意しなければならない。
- (3) 飛行する許可を受けた施設（以下「許可施設」という。）において、当該許可を受けた時間中は他の種目を行ってはならない。
- (4) 飛行は、練習及び技能の向上を目的としたものに限るものとし、撮影、点検、競技会等の目的で使用する場合は、あらかじめ施設管理者の承認を受けなければならない。
- (5) ドローンの組立て、整備、充電等は、施設管理者が指定する場所で行わなければならない。
- (6) 操縦者又は監視者（以下「施設使用者」という。）は、飛行により設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 飛行に伴う事故等が発生したときは、直ちに施設管理者へ報告しなければならない。
- (8) 飛行により火災その他の危険が生じるおそれがあるときは、直ちに飛行を中止し、施設管理者の指示に従わなければならない。
- (9) 飛行中は、操縦者及び監視者以外の者は許可施設に立ち入ってはならない。ただし、施設使用者の責任において必要と認める場合は、施設管理者と協議の上、安全が確保された範囲内に限り立ち入ることができるものとする。

(施設の予約)

第6条 施設使用者は、条例及び規則その他の規程に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用希望日の10日前までに、利用希望する施設に使用許可を申請し、許可を受けなければならない。ただし、当該申請にあたっては、大阪狭山市立スポーツ施設情報システムを利用することはできない。
- (2) 前号の申請において、技能を証明するものの写しを添付しなければならない。この場合において、施設使用者本人のものであることを確認できる身分証明書(運転免許証等)を提示しなければならない。
- (3) その他施設管理者が必要とする書類を提出しなければならない。

#### 附 則

このガイドラインは、令和8年4月1日から適用する。